

イベント・会議開催の基本方針

鎌ヶ谷市新型コロナウイルス感染症対策本部
令和2年5月26日（令和3年8月18日改訂）

1 イベント開催の方針について

(1) 市主催のイベント

不特定多数の人の参加がある等、以下のいずれかに該当するイベントは、令和3年9月末日まで原則中止・延期とします。

なお、利用人数の制限など、具体的な基準は、国・県の考え方を基に別途示しますが、各施設においてはこの基準に基づき、個別に基準を設けることとします。（令和3年10月1日以降の対応や前倒しでの開催等の有無については、その時点での状況に応じて判断していきます。）

ア 不特定多数の参加があるなど管理が困難なもの（国、県の考え方を参考に施設ごとに決定）

イ 参加者同士での濃厚接触の可能性が高いと考えられるもの

（例）バス等の狭い密閉空間で一定時間の滞在が伴うもの。なお、児童、生徒、園児等行動範囲が限られる特定の者が参加するもので、小中学校、保育園等の行事や教育等の一環として行う必要があると判断されるものについては、感染防止に万全に期した上で実施するものとする。

ウ 多数の参加者間で会食等を伴うもの

(2) 市以外の団体等が主催するイベント

市主催のイベントと同様の対応への協力を要請するものとする。

(3) イベントなどを実施する場合に特に注意すべき事項

感染が拡大している新型コロナウイルス感染症の変異株については、すべての年齢層において重症化する懸念があることから、感染防止対策に万全を期すものとする。

2 会議開催の方針について

市主催の会議については、令和3年9月末までは極力自粛するものとする。

(1) 開催方針

ア 緊急性、必要性が高いものについてのみ、開催することとし、それ以外の会議については、原則として延期または中止します。

イ 開催にあたっては、可能な限り集まらない形態（オンラインや書面な

ど)での会議を活用するものとします。
ウ 他の自治体職員を参集させるものについては、他の自治体と調整を図ることとします。

3 イベント・会議開催の際の感染防止対策

- ア 「3つの密」の回避
- イ 出席者のマスクの着用
- ウ 発熱、咳など風邪症状等のある方の出席自粛
- エ 手指消毒の徹底
- オ 出席者の間隔の確保
- カ 定期的な換気の確保
- キ 内容の簡素化等による時間短縮
- ク 参加者の連絡先の把握